

第19回 社会保険講座



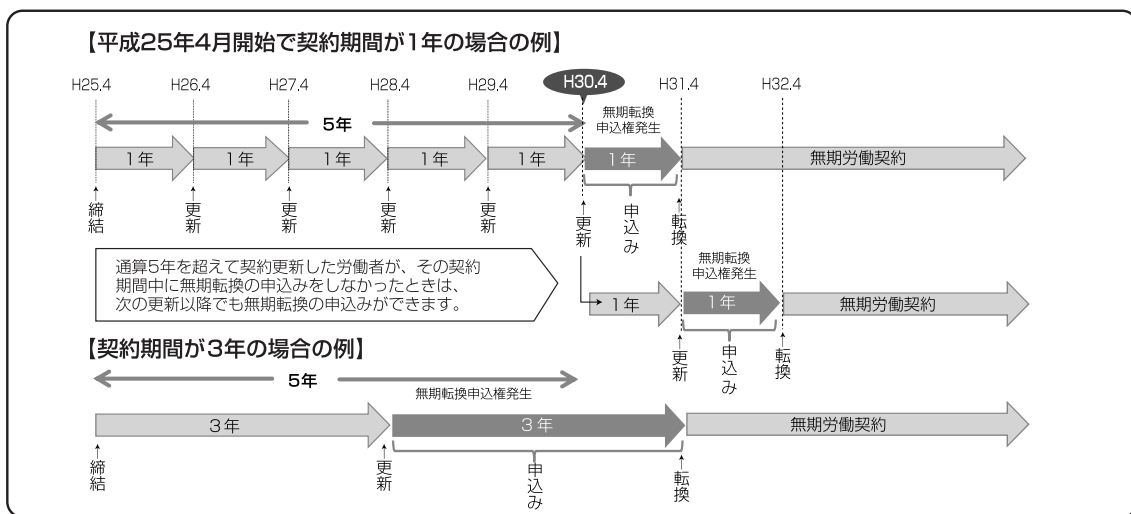
中谷 知世

平成25年4月1日に施行された改正労働契約法第18条で無期転換ルールが規定され、平成30年4月以降、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生することが見込まれています。今回は無期転換ルールについてご紹介します。

●無期転換ルールとは…

- ① 同一の使用者との間で2以上の有期労働契約が締結され、
- ② それらの契約期間を通算した期間が5年を超える場合に、
- ③ 労働者が使用者に対して無期労働契約の申込みをしたときは使用者が当該申込みを承諾したものとみなします。

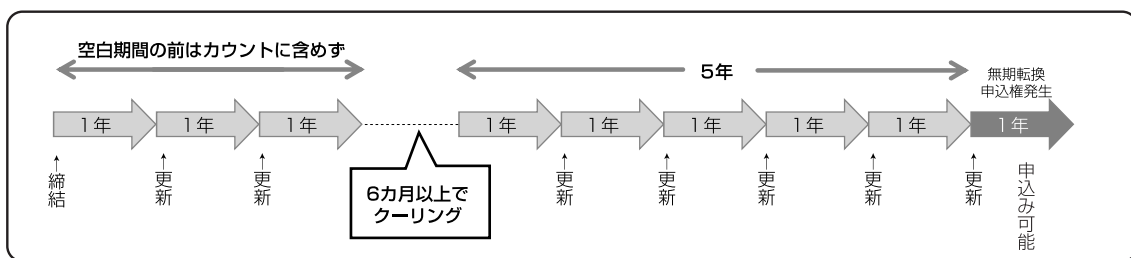
つまり申込みがなされた時点で無期労働契約が成立し、拒否することはできません。



●クーリングについて

有期労働契約とその次の有期労働契約の間に契約期間がない期間が6ヵ月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約の契約期間は通算の対象となりません。

※空白期間の「6ヵ月」というのは1年以上の契約期間の場合です。



●「無期転換ルール」の導入に向けた厚生労働省の支援

- ・正社員化等を行なった事業主に対するキャリアアップ助成金を拡大
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に専門の相談員を配置 等

キャリアアップ助成金

有期労働契約で働く人は全国で1400万人。雇い止めの不安の解消、処遇の改善に対応する為「無期転換ルール」が導入されました。まず、雇用している有期契約労働の就労実態を把握し、対応方針を決めてきましょう。

